

当建設産業委員会に付託された案件については、6月16日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第45号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

強い農業・担い手づくり総合支援事業について、農業用機械・施設の導入する際に、補助対象となるには、どのような条件があるのか。とに対し、

対象者になりうるのは、半田市内の認定農業者が53人、新規就農者が7人です。その中で、中間管理機構から土地を借り、新たに農地を増やして経営をすることなどが条件となっています。とのこと。

対象となりうる農家が望めば、何台でも与える制度になっているのか。とに対し、

購入する機械等の約3分の2は、個人負担となるため、必要以上の購入希望が出ることは、想定していません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第49号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

固定資産売却代金と固定資産売却益の違いは何か。とに対し、

固定資産売却代金は、昭和33年取得時の価格であり、固定資産売却益は、今回の売却額と固定資産売却代金との差です。とのこと。

支出について、施設の取り壊し費用が約4千889万3千円で、特別損失が約1億681万1千円とのことだが、この差額はなにか。とに対し、

配水池及び機械等関連設備の未償却分の除却費です。水道事業は企業会計のため、実際の支出はありませんが、所有する資産について減価償却という形で会計上の支出をしています。今回は償却期間中に取り壊すこととなったため、これから償却する予定であった分をすべて一括して支出するという会計上の処理となっています。とのこと。

施設を取り壊した後の土地売却について、亀崎高根配水池敷地のうち、道路改良事業で取得した土地と等価の面積の土地を売却するとのことだが、残りの土地はどのように考えているか。とに対し、

周辺の方や不動産業者と交渉し、早急に売却したいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第53号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

高度先端産業の労働者として、雇用が不安定で専門知識がないパートタイマーや契約社員を対象とするのは適切ではないと思うが、どうか。とに対し、

企業誘致を拡大し、税収を増やしていくということを重視しています。半田市内に立地する企業にとって、規制緩和は有利に働くことから、パートタイマーや契約社員を対象外とする考えはありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第55号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

委員の構成について、認定農業者等が委員の過半数を占めることができないのは何故か。とに対し、

認定農業者の多くは、本業が忙しく農業委員への応募が極めて少ないためです。とのこと。

委員の構成について、構成割合の根拠となる法令は何か。とに対し、

農業委員会に関する法律施行規則第2条第2号によるものであり、4分の1とするためには、議会の同意が条件であるため、今回議会の同意を求めるものです。とのこと。

今後、認定農業者等が減少した場合は、認定農業者等が農業委員の4分の1を占めることも困難になってくるが、そうなった場合、委員会は継続して行っていくのか。とに対し、

現時点では、そういった状況にないため考えていませんが、今後そういった状況になる場合に備えて、他市町の事例を参考にしながら検討していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。